

省 令

○経済産業省令第五十四号
薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の施行に伴い、特許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月二十二日

経済産業大臣 宮沢 洋一

特許法施行規則の一部を改正する省令

特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。

特許法第五十六の備考4及び様式第五十六の二の備考1中「糊欄印」を「糊欄印(糊欄印の印)

附 則

この省令は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

告 示

○総務省告示第三百六十九号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十六年総務省告示第二十六号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があつたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月二十二日

総務大臣 山本 早苗

異動の届出
他の政治団体の名称

異動事項

新

旧

平成二十六年 結いの党
本部の所在地
東京都千代田区永田町
二丁目九番六号十全ビル七〇三号室

本部の所在地

東京都千代田区永田町
二丁目九番六号十全ビル七〇三号室

○総務省告示第三百七十号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十六年総務省告示第二十七号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があつたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月二十二日

総務大臣 山本 早苗

異動の届出
他の政治団体の名称

異動事項

新

旧

平成二十六年 結いの党
本部の所在地
東京都千代田区永田町
二丁目九番六号十全ビル七〇三号室

本部の所在地

東京都千代田区永田町
二丁目九番六号十全ビル七〇三号室

○総務省告示第三百七十一号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の五第七項の規定に基づき解散をした旨の届出があつたので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月二十二日

総務大臣 山本 早苗

届出年月日
政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

の所在地

代表者の氏名

平成二十六年九月 結いの党
本部の所在地
東京都千代田区永田町二丁目九番六号十全ビル七〇三号室

三号室

江田 憲司

○総務省告示第三百七十二号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の五第七項の規定に基づき解散をした旨の届出があつたので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月二十二日

総務大臣 山本 早苗

届出年月日
政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

の所在地

代表者の氏名

平成二十六年九月 結いの党
本部の所在地
東京都千代田区永田町二丁目九番六号十全ビル七〇三号室

三号室

江田 憲司

○総務省告示第三百七十三号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十六年総務省告示第三百三十三号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があつたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月二十二日

総務大臣 山本 早苗

異動の届出
他の政治団体の名称

異動事項

新

旧

平成二十六年 維新の党
本部の所在地
東京都千代田区永田町二丁目九番六号十全ビル七〇三号室

政治団体の名称

日本維新の会

○総務省告示第三百七十四号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十六年総務省告示第三百四十四号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があつたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月二十二日

総務大臣 山本 早苗

異動の届出
他の政治団体の名称

異動事項

新

旧

平成二十六年 維新の党
本部の所在地
東京都千代田区永田町二丁目九番六号十全ビル七〇三号室

政治団体の名称

日本維新の会

○農林水産省告示第二十三号

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第六條の三第十四項及び第二十八條の九第十五項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十六年十月二十二日

総務大臣 山本 早苗

農林水産大臣 西川 公也

国土交通大臣 太田 昭宏

農林水産大臣 西川 公也

国土交通大臣 太田 昭宏

租税特別措置法施行令第六條の三第十四項及び第二十八條の九第十五項の規定に基づき、半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画(以下「計画」という)のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

地区とする。